



用語集



用語解説

初出ページ	用語	解説
34	DX (Digital Transformation)	デジタル技術を用いて、生活や行政サービスをより良く変革すること。単なる手続きの電子化にとどまらず、業務効率化や住民サービスの利便性向上を通じ、持続可能な行政運営と豊かな暮らしの実現を目指します。
70	GIGAスクール構想	児童生徒一人一台の学習用端末と高速通信環境を整備する国の施策。多様な子どもたちへ個別に最適化された学びと、創造性を育む教育の実現を目指し、教育現場におけるデジタル環境の活用を推進しています。
106	KPI (Key Performance Indicator)	目標の達成度合いを計測するための「重要業績評価指標」。政策の効果を数値で把握し、毎年の計画・実行・評価・改善の循環（PDCA）に活用することで、より実効性の高い行政運営を目指します。
12	PDCAサイクル	計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の4段階を繰り返すことで、業務や施策を継続的により良いものへしていく管理手法。本計画の進行管理における基本的な枠組みとして位置づけられています。
12	SDGs (Sustainable Development Goals)	2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。「誰一人取り残さない」を理念に、環境保全や貧困解消など17のゴールで構成され、地方自治体にも地域課題解決に向けた積極的な取り組みが求められています。
35	SNS (Social Networking Service)	インターネット上で社会的ネットワークを構築するサービス（LINE、Instagramなど）。情報の即時性が高く、行政情報の伝達や観光プロモーション、災害時の情報共有などに活用され、住民との双方向の連携を促します。
61	UIターン	都市部から地方への移住の総称。出身地に戻る「Uターン」、一度も暮らしたことのない地方に移る「Iターン」、出身地近くの地方都市に移る「Jターン」などを指し、人口減少対策における重要施策の一つです。

初出ページ	用語	解説
77	アウトリーチ	支援が必要な人が相談に来るのを待つのではなく、行政や専門職が家庭や地域に出向いて働きかけること。潜在的な課題を早期に発見し、適切な福祉サービスにつなげるために重要視されています。
97	アセットマネジメント	水道施設などの資産全体の状況を把握し、将来の財政負担や需要を見据えて、施設の更新や長寿命化などを最適に管理する経営手法。持続可能なインフラ維持のために不可欠な視点です。
12	ウェルビーイング (Well-Being)	身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態。「幸福度」とも訳されます。単なる経済的豊かさだけでなく、心の豊かさや生きがいを重視し、国も政策目標の新たな柱として位置づけています。
93	カーボンニュートラル	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、実質的にゼロにすること。地球温暖化対策として、国は2050年までの実現を宣言しており、自治体単位での取り組みも加速しています。
73	コミュニティ・スクール	保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置した学校のこと。地域全体で子どもを育てる体制を築き、「地域とともにある学校」への転換を文部科学省が推進しています。
93	ストックマネジメント	下水道施設などの社会資本（ストック）を長期間有効に機能させる管理手法。定期的な点検に基づき、適切な時期に修繕を行うことで、施設の長寿命化とトータルコストの縮減を図ります。
87	デマンド交通	利用者の予約に応じて運行経路や時間を柔軟に変える乗合交通システム。定時定路線のバスではカバーしきれない地域の移動手段として、効率的で利便性の高い交通網の確保を目指します。
41	ファシリテーター	会議やワークショップなどで、参加者の意見を引き出し、合意形成や相互理解を円滑に進める進行役のこと。本計画では、協働によるまちづくりを推進する人材として養成事業が挙げられています。



初出ページ	用語	解説
75	ブックスタート／セカンドブック	赤ちゃんと保護者に絵本を贈り、読み聞かせを通じて心触れ合う時間を届ける運動（ブックスタート）と、成長段階に合わせて再び本に親しむ機会を提供する事業（セカンドブック）。読書習慣の形成を促します。
53	フレイル	加齢により心身の活力が低下した虚弱な状態。適切な食事や運動、社会参加を行うことで健康な状態に戻ることが可能であり、要介護状態になるのを防ぐ観点から早期の発見と対策が重要です。
87	ライドシェア	一般のドライバーが自家用車を用いて有料で人を運ぶ仕組み。地域交通の担い手不足解消の手段として国で議論が進んでおり、公共交通の補完的な役割として、本計画でも検討項目に含まれています。
57	レセプト	医療機関が健康保険組合などの審査支払機関に請求する医療報酬明細書のこと。これを点検・分析することで、医療費の適正化や、住民の健康課題に応じた保健事業（データヘルス）に役立てます。



資料集



■ 勝央町振興計画審議会条例

昭和46年3月22日

条例第4号

改正 昭和51年4月20日条例第23号

昭和55年4月1日条例第10号

平成5年6月28日条例第12号

平成7年6月23日条例第24号

平成14年3月13日条例第15号

平成17年4月28日条例第13号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、勝央町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ勝央町振興計画に関する事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

(1) 町議会議員 5人

(2) 学識経験を有する者 5人

(3) 町の職員 5人

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず最初に開かれる審議会は、町長が招集する。

附 則（昭和51年4月20日条例第23号）

この条例は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年6月28日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年6月23日条例第24号）

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成14年3月13日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月28日条例第13号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。



■ 勝央町振興計画策定本部設置要綱

平成23年1月13日訓令第1号

(設置)

第1条 勝央町振興計画(以下「計画」という。)を策定するため、勝央町振興計画策定本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 計画の総合調整に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には、町長を、副本部長には副町長を、本部員には次に掲げる職にある者をもって充てる。
教育長及び参事の職にあるもの

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(策定委員会)

第6条 本部に計画案を作成するため、策定委員会を置く。

2 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員には、別表に掲げる職にある者から本部長が任命する。ただし、本部長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

5 策定委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 専門的事項についての調査研究
- (2) 計画書素案の作成

6 策定委員会の組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月2日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

総務部	参事補
税務住民部	参事補
健康福祉部	参事補
産業建設部	参事補
上下水道部	参事補
教育振興部	参事補



■ 勝央町元気なまち戦略会議等設置要綱

平成27年4月1日告示第33号

目次

- 第1章 勝央町元気なまち戦略会議（第1条－第5条）
- 第2章 勝央町元気なまち町民会議（第6条－第10条）
- 第3章 勝央町元気なまち有識者会議（第11条－第15条）
- 第4章 雑則（第16条－第18条）
- 附則

第1章 勝央町元気なまち戦略会議 （設置）

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、本町の将来像を描く勝央町元気なまち総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、並びに総合戦略に基づく施策の推進を図るため、勝央町元気なまち戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）勝央町人口ビジョンの決定に関すること。
- （2）総合戦略の決定及び施策の推進に関すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、戦略会議の目的を達成するために必要な事案に関すること。

（組織）

第3条 戦略会議の構成員は16名以内とし、町内産学官等の組織及び公募した町民から選任し委嘱する。

- 2 戦略会議の構成員のうち、町民会議から4名の参加をもって構成する。
- 3 戦略会議に、構成員とは別に、2名以内で外部専門家をコーディネーターとして置く。

（会長及び副会長）

第4条 戦略会議に会長及び副会長1人を置き、会長及び副会長は互選とする。

- 2 会長は、戦略会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（戦略会議）

第5条 戦略会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 戦略会議の進行は、会長が行う。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、戦略会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

第2章 勝央町元気なまち町民会議 （設置）

第6条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、本町

の将来像を描く勝央町元気なまち総合戦略（以下「総合戦略」という。）の個別施策を検討するため、勝央町元気なまち町民会議（以下「町民会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第7条 町民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 総合戦略の個別施策の協議・策定に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、戦略会議の目的を達成するために必要な事案に関すること。

（組織）

第8条 町民会議の構成員は12名以内とし、町内産学官組織及び公募した町民から選任し委嘱する。

- 2 町民会議は施策テーマごとに2つのチームを組織する。
- 3 町民会議に、構成員とは別に、2名以内で外部専門家をコーディネーターとして置く。

（座長）

第9条 町民会議の各チームに座長を置き、座長には外部専門家をもって充てる。

- 2 座長は、町民会議を代表し、会務を統括する。

（町民会議）

第10条 町民会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 町民会議の進行は、座長が行う。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、町民会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 町民会議の各チームから、座長及びその他2名が戦略会議に参加するものとする。

省略（第3章 勝央町元気なまち有識者会議）

第4章 雑則

（報償等）

第16条 各会議委員の報酬は、日額5,000円とする。

- 2 外部専門家は謝礼金として別途定め支給する。

（庶務）

第17条 各会議の庶務は、総務部において処理する。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、各会議の運営に関し必要な事項は、各会議の長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年5月13日告示第46号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日告示第45号）

この告示は、公布の日から施行する。



■ 勝央町元気なまち創生本部会議設置要綱

平成27年4月1日告示第34号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、本町の将来像を描く勝央町元気なまち総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、並びに総合戦略に基づく施策の推進を図るため、勝央町元気なまち創生本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 勝央町人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び施策の推進に関すること。
- (3) その他第4条第1項の本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部会議は、勝央町行政組織規則（平成17年規則第7号）第4条第1項に規定する者を構成員として組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部会議に本部長及び副本部長1人を置き、本部長には町長を、副本部長には副町長をもって充てる。

2 本部長は、本部会議を代表し、会務を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部会議の進行は、副本部長が行う。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庁内会議)

第6条 本部会議に下部組織として、第2条各号に掲げる所掌事項について実務的な検討を行う総合戦略策定庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

2 庁内会議の構成員は、本部長が指名する。

(庶務)

第7条 本部会議の庶務は、総務部において処理する。

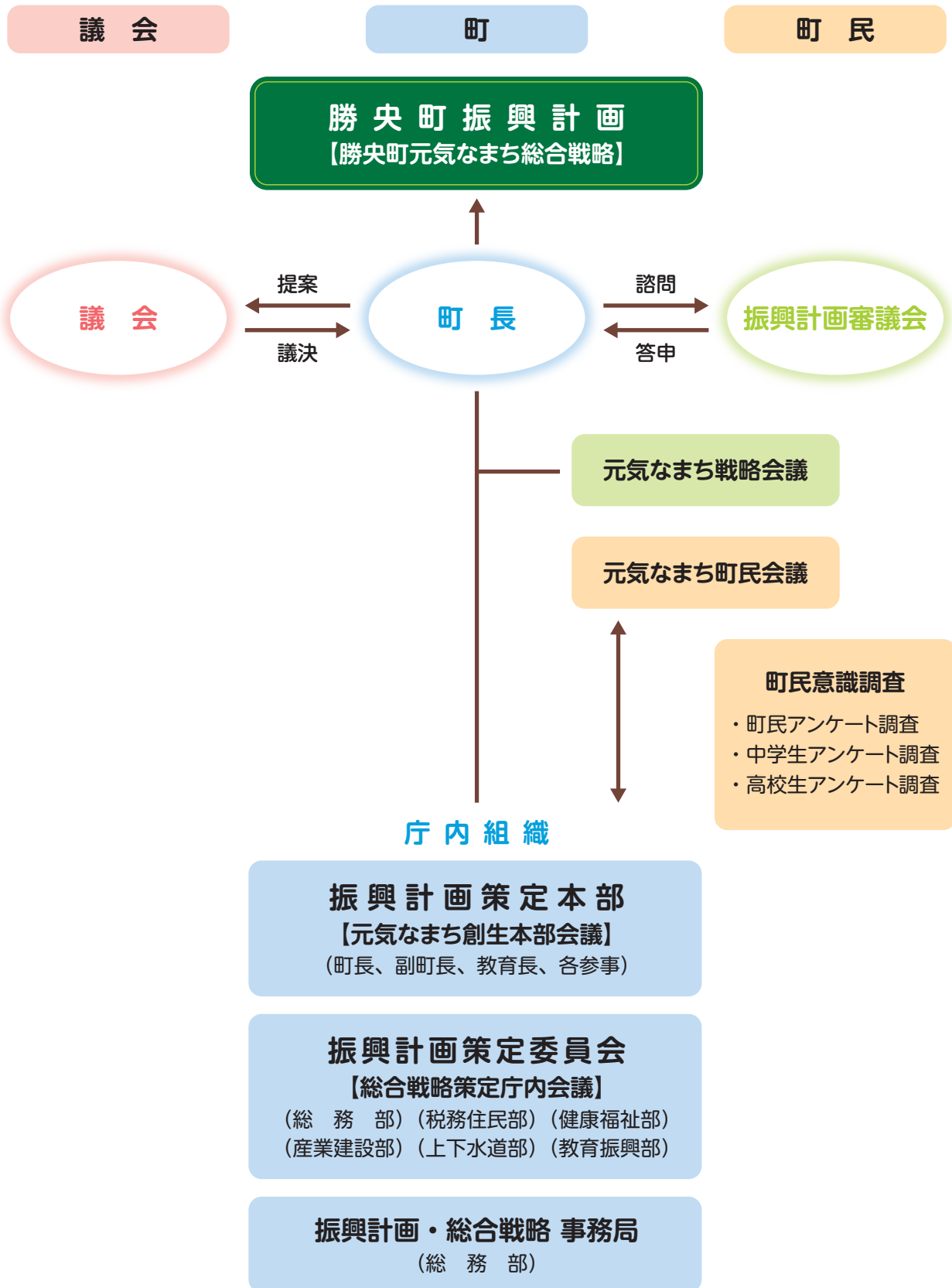
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

■ 勝央町振興計画策定体制



資料集



第5次勝央町振興計画（後期基本計画）審議会委員

（敬称略・順不同）

	職名	氏名
町議会議員 (5名)	勝央町議会議長	國政敏明
	勝央町議会副議長	浅田剛
	勝央町議会総務産業委員長	森本孝道
	勝央町議会民生文教委員長	下山善則
	勝央町議会民生文教副委員長	佐藤誠志
学識経験者 (5名)	勝央町区長会会長	泉信彦
	勝央町監査委員	岸本收正
	みまさか商工会会長	佐藤宣義
	勝央町教育委員会教育委員	山根文恵
	勝央町農業委員会会長	治郎丸雄一
町職員 (5名)	総務部総括参事	井並国宏
	税務住民部総括参事	三戸啓郷
	健康福祉部総括参事	植月俊雄
	産業建設部総括参事	下山裕樹
	教育振興部総括参事	竹内司

第3期勝央町元気なまち戦略会議委員

(敬称略・順不同)

分野	所属及び役職	氏名
行政	勝央町長	水 嶋 淳
産業（商工業）	みまさか商工会 会長	佐 藤 宣 義
行政（教育）	勝央町教育委員会教育委員	山 根 文 恵
行政（県）	岡山県美作県民局 地域づくり推進課 課長	斎 藤 雅 史
行政（国）	津山公共職業安定所 美作出張所 所長	犬 飼 真 吾
議会	勝央町議会 議長	國 政 敏 明
産業（農業）	JA晴れの国岡山 勝央支店 支店長	日 下 智 行
産業（工業）	勝央中核工業団地企業連合会 会長	稲 岡 誠 二
金融	株式会社 中国銀行 勝間田支店 支店長	金 田 隆 之
金融	津山信用金庫 美作支店勝間田支店 支店長	為 季 裕 幸
学識経験者	勝間田高校 教頭	頃 安 成 彦
マスメディア	株式会社 テレビ津山 代表取締役社長	小 宮 克 仁
地域振興・雇用部会	勝央町元気なまち町民会議委員	本 行 才 泰
福祉・子ども部会	勝央町元気なまち町民会議委員	神 田 徳 紳
地域振興・雇用部会	公募町民代表	佐 古 美 和
福祉・子ども部会	公募町民代表	直 本 未 来
有識者 (地域振興・雇用部会)	美作大学 生活科学部社会福祉学科 講師	中 島 大 棋
有識者 (福祉・子ども部会)	美作大学 生活科学部社会福祉学科 教授	薬 師 寺 明 子



■ 勝央町元気なまち町民会議構成員・コーディネーター

(敬称略・順不同)

地域振興・雇用部会		
分野	所属	氏名
(座長) コーディネーター	美作大学	中 島 大 棋
行政 (議会)	勝央町議会 総務産業委員会	森 本 孝 道
産業 (農業)	村づくり協議会	早 瀬 岳 芳
産業 (商工業)	みまさか商工会女性部	大 畑 順 子
地域づくり	一般社団法人 しょうおう志援協会	本 行 才 泰
公募町民代表	NPO法人市民活動センター みんなでしょうえい	佐 古 美 和
公募町民代表	美作大学 児童学科	下 山 あ ゆ み
福祉・こども部会		
分野	所属	氏名
(座長) コーディネーター	美作大学	薬 師 寺 明 子
行政 (議会)	勝央町議会 民生文教委員会	下 山 善 則
教育	勝央町PTA連合会	田 中 公 浩
子育て	勝間田保育園保護者会	小 林 洋 貴
福祉	勝央町社会福祉協議会	神 田 徳 紳
公募町民代表	看護師	直 本 未 来
公募町民代表	美作大学 食物学科	松 田 恵 利

第5次勝央町振興計画（後期基本計画）諮問書

勝央総第153号
令和7年5月30日

勝央町振興計画審議会会長 様

勝央町長 水 嶋 淳 治

第5次勝央町振興計画（後期基本計画）の策定について（諮問）

勝央町においては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想からなる「第5次勝央町振興計画（令和3年度～令和12年度）」に基づき各種事業を展開してきましたが、この度、計画の後半を迎えるに当たり現行の振興計画を見直し、後期基本計画の策定に取り組んでいるところです。振興計画は、勝央町の行政を運営する際の根幹であり、各分野の個別計画を策定するにあたっての指針となるべきものであります。

これまでの取り組みの成果や社会情勢の変化を踏まえ、本後期計画の基本計画やその内容についてご審議いただきたく、勝央町振興計画審議会条例第2条の規定に基づき諮問いたします。



■ 第5次勝央町振興計画（後期基本計画）答申書

令和7年12月22日

勝央町長 水嶋淳治様

勝央町振興計画審議会
会長 國政敏明

第5次勝央町振興計画（後期基本計画）について（答申）

令和7年5月30日付け勝央総第153号で当審議会に諮問のあった、第5次勝央町振興計画（後期基本計画）について、審議会において慎重に審議した結果、この計画案は適当との結論に達しましたので、答申いたします。

なお、振興計画の推進にあたっては、下記の意見に配慮して計画を着実に実施していただくよう要望します。

記

1 人口減少対策

本町においても少子高齢化は進行しており、特に子ども世代の人口減少が懸念される。若者や子育て世帯が住みたい、住み続けたいと思える住宅環境や教育環境の整備・充実、結婚支援体制の強化を図られたい。特に子育て対策は、支援の充実に加え町内外への発信力が重要となってくる。ホームページや各種SNSを駆使し、町のPRを図られたい。また、若者が住み続けるために働く場は必要不可欠である。雇用の創出や事業承継等、働く機会の確保に努められたい。

2 協働のまちづくり

住民課題が複雑化する中、今後は住民、地域団体、ボランティア、事業者等の協力が不可欠となってくる。多種多様な主体と協働する体制を構築し、共創型のまちづくりを推進されたい。また、町外からの応援者として関係人口の獲得も重要課題となってくる。ふるさと納税をはじめとした町外在住者向けの施策を広く展開し、本町との関りを持つ人口の増加を図られたい。

3 ほどよい田舎

本町の魅力である自然豊かな景観は、町民に安らぎを与え、高い満足度を得ていることが町民アンケートの結果に表れている。豊かな自然環境は、生活の質を高めるだけでなく、地域の誇りや愛着を育む重要な資源であり、これを将来世代に引き継いでいかなければならない。一方、公共交通や買い物・娯楽は住民満足度が低い状況にある。住民のニーズを的確にとらえ、利便性の向上を図り、基本構想のキャッチフレーズ「ほどヨイ！田舎え〜がん勝央」にもある「ほどよい田舎」を実現するために、各種施策を推し進められたい。

4 文化・芸術の発展

本町では金時太鼓をはじめとした各種芸能文化が根付いており、町民も幼少期のころから文化活動に親しんでいる。こうした活動は、郷土愛の醸成の一助となっており、定住において大きなアドバンテージとなっている。将来像にもある「文化のまち」を実現するために、文化・芸術活動のさらなる発展向上を推し進められたい。

5 デジタル活用

コロナ禍を経てデジタル化が急激に加速している。住民サービスの質向上や持続可能な行財政運営の実現のため、デジタル技術を積極的に活用されたい。また、DXを通じて誰もが安心して暮らせる地域社会の構築を実現されたい。

最後に、本計画の実施にあたっては、第3期勝央町元気なまち総合戦略と一体的に推進するものとし、関連事業の積極的な展開を望みます。子育て・教育環境の充実、保健・医療・福祉の充実、快適で安全・安心な住環境の整備など、多様化するニーズを的確に捉え、適切な事業推進に努めるとともに、定期的な評価・検証により事業見直しを含めた、柔軟かつ実効性のあるまちづくりに取り組まれるよう提言します。



勝央町

第5次勝央町振興計画

令和8年3月

発行：岡山県勝央町総務部
岡山県勝田郡勝央町勝間田201
TEL:0868-38-3111
FAX:0868-38-3120